

秋田県公報

目次

ページ

公報刊行規則
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 改正(一)・改正(二)……………
 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の
 一部を改正する……………

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
を次のように定める。

平成17年3月22日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和60年秋田県公安
委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考中「(明治32年法律第24号)第79条第1項」を「(平成16年法律
第123号)第35条」に改める。

別表第2中「大曲市」を「大仙市」に改める。

別表第3中「榺山」を「榺山」に改め、同表の備考中「第79条第1項」を「第35
条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月22日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の
一部を次のように改正する。

別表第1 鷹巣警察署大館能代空港警備派出所の項中「北秋田郡鷹巣町脇神字藁岱
21番地144」を「北秋田市脇神字藁岱21番地144」に改め、同表五城目警察署昭和
交番の項中「南秋田郡昭和町大久保字堤の上104番地」を「潟上市昭和久保字堤
の上104番地」に、「南秋田郡昭和町の」を「潟上市の」に、「大久保の」を「昭
和久保の」に、「八丁目」を「昭和八丁目」に、「乱橋」を「昭和乱橋」に改
め、同表男鹿警察署天王交番の項中「南秋田郡天王町天王字蒲沼137番地77」を
「潟上市天王字蒲沼137番地77」に、「南秋田郡天王町の」を「潟上市の」に、
「大崎」を「天王大崎」に改め、同表本荘警察署本荘駅前交番の項中「本荘市花畑
町一丁目25番地」を「由利本荘市花畑町一丁目25番地」に、「本荘市のうち」を
「和泉町

「由利本荘市のうち」に、「油小路」を「油小路」に、「和泉町」を「和泉町」
赤沼下」に、「霧山」に、「岩淵下」

「裏尾崎町」に、「桶屋町」に、「片町」を「片町」
丹正脇」に、「桶屋町」を「尾崎」に、「大堤下」

「観音町」
観音森
北裏地
狐森
給人町

「上横町」に、「観音町」を「観音町」に、「笹道」を
野」に、「上横町」を「瓦谷地」に、「下地ケ沢」に、「下地ケ沢」

切通
小人町
小坊ケ沢
御門
御門ノ内

今野谷地

「笹道

砂糖畑

下大野

下川原中島

新組町

陣場岱

兼組

砂子下

瀬越場

千刈

蓼沼

「田町

調練場

堤脇

鶴沼

「出戸町」に、「中

寺町」

」

「中横町町

西大鍛町

西小人町

西梵天

二番堰

濡浜北

八幡下

「浜ノ町

東大鍛町

」

「中堅町

中梵天」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

公報 田 秋

仙北
刈和

郡西仙北町字
野212番地6

仙北郡西仙北町のうち

刈和野のうち字愛宕下、字愛宕町、字上ノ

台、字浮島、字大佐沢、字小野、字加賀

戸、字北ノ沢島山、字笹原田、字笹原

台、字新川下中嶋、字水尺川向大道西、

字水尺川向大道東、字清光院後、字高屋

敷、字田中、字田中蟻塚、字天神前、字

一ト鶴、字一ト鶴岱、字百人畑、字本町、

字屋敷尻川端、字山堂ケ沢

西仙北町のうち字刈和野

大仙市刈和
番地6

野212
地6

大仙市のうち

刈和野のうち字愛宕下、字愛宕町、字上ノ

台、字浮島、字大佐沢、字小野、字加賀

戸、字北ノ沢島山、字笹原田、字笹原台、

字新川下中嶋、字水尺川向大道西、字水

尺川向大道東、字清光院後、字高屋敷、

字田中、字田中蟻塚、字天神前、字一ト

鶴、字一ト鶴岱、字百人畑、字本町、字

屋敷尻川端、字山堂ケ沢

大仙市のうち字刈和野

に改め、同表大曲警察署

大曲駅前交番の項中「大曲市通町6番2号」を「大仙市大曲通町6番2号」に、

「大曲市の」を「大仙市の」に、「あけぼの町」を「大曲あけぼの町」に、「朝日

町」を「大曲朝日町」に、「飯田」を「大曲飯田」に、「泉町」を「大和泉

町」に、「大花町」を「大曲大花町」に、「小費高畑」を「大曲大花町」に、「金谷

町」を「大曲金谷町」に、「上大町」を「大曲上大町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上栄町」に、「上栄町」を「大曲上

栄町」に、「川原町」を「大曲川原町」に、「黒瀬町」を「大曲黒瀬町」に、「栄町」を「大曲栄町」に、「白金町」を「大曲白金町」に、「住吉町」を「大佐野町」を「佐野町」に、「須和町一丁目～三丁目」を「大曲須和町一丁目～三丁目」に、「曲住吉町」に、「大曲田町」を「大曲田町」に、「戸巻町」を「大曲戸巻町」に、「中通町」を「大曲中通町」に、「花園町」を「大曲花園町」に、「浜町」を「大曲浜町」に、「日の出町一丁目・二丁目」を「大曲日の出町一丁目・二丁目」に、「福住町」を「大曲福住町」に、「福見町」を「大曲福見町」に、「船場町一丁目・二丁目」を「大曲船場町一丁目・二丁目」に、「丸子町」を「大曲丸子町」に、「丸の内町」を「大曲丸の内町」に、「緑町」を「大曲緑町」に、「若葉町」を「大曲若葉町」に改め、同表湯沢警察署雄勝交番の項中「雄勝郡雄勝町横堀字白銀町13番地」を「湯沢市横堀字白銀町13番地」に、「雄勝郡雄勝町の」を「湯沢市の」に改める。

別表第2 鷹巣警察署前山警察官駐在所の項中「北秋田郡鷹巣町前山字山下34番地3」を「北秋田市前山字山下34番地3」に「北秋田郡鷹巣町の」を「北秋田市の」に改め、同表鷹巣警察署坊沢警察官駐在所の項中「北秋田郡鷹巣町坊沢字屋敷52番地」を「北秋田市坊沢字屋敷52番地」に、「北秋田郡鷹巣町の」を「北秋田市の」に改め、同表鷹巣警察署綴子警察官駐在所の項中「北秋田郡鷹巣町綴子字田中大道下3番地2」を「北秋田市綴子字田中大道下3番地2」に、「北秋田郡鷹巣町の」を「北秋田市の」に改め、同表鷹巣警察署脇神警察官駐在所の項中「北秋田郡鷹巣町脇神字太田尻69番地2」を「北秋田市脇神字太田尻69番地2」に、「北秋田郡鷹巣町の」を「北秋田市の」に改め、同表鷹巣警察署七日市警察官駐在所の項中「北秋田郡鷹巣町七日市字囲の内4番地」を「北秋田市七日市字囲の内4番地」に、「北秋田郡鷹巣町の」を「北秋田市の」に改め、同表森吉警察署前田警察官駐在所の項中「北秋田郡森吉町阿仁前田字上館下277番地5」を「北秋田市阿仁前田字上館下277番地5」に、「北秋田郡森吉町の」を「北秋田市の」に改め、同表森吉警察署合川警察官駐在所の項中「北秋田郡合川町新田目字大野85番地1」を「北秋田市新田目字大野85番地1」に、「北秋田郡合川町の」を「北秋田市の」に改め、同表森吉警察署木戸石警察官駐在所の項中「北秋田郡合川町木戸石字山ノ下118番地1」を「北秋田市木戸石字山ノ下118番地1」に、「北秋田郡合川町の」を「北秋田市の」に改め、同表森吉警察署三木田警察官駐在所の項中「北秋田郡合川町三木田字後谷地24番地3」を「北秋田市三木田字後谷地24番地3」に、「北秋田郡合川町の」を「北秋田市の」に改め、同表森吉警察署阿仁警察官駐在所の項中「北秋田郡阿仁町水無字大町16番地」を「北秋田市阿仁水無字大町16番地」に、「北秋田郡阿仁町の」を「北秋田市の」に改め、同表阿仁水無警察官駐在所の項中「北秋田郡阿仁町幸屋渡字西野小綱11番地6」を「北秋田市阿仁幸屋渡字西野小綱11番地6」に、「北秋田郡阿仁町の」を「北秋田市の」に、「笑内」を「阿仁笑内」に、「根子」を「阿仁根子」に、「伏影」を「阿仁伏影」に、「打当」を「阿仁打当」に、「幸屋」を「阿仁幸屋」に、「戸島内」を「阿仁戸島内」に、「長畑」を「阿仁長畑」に、「中村」を「阿仁中村」に、「比立内」を「阿仁比立内」に改め、同表能代警察署能代警察官駐在所の項中「能代市鹹淵字古川反3番地11」を「能代市鹹淵字古川反3番地17」に改め、同表能代警察署下岩川警察官駐在所の項中「山本郡山本町下岩川字長面25番地19」を「山本郡山本町下岩川字長面25番地2」に改め、同表五城目警察署飯田川警察官駐在所の項中

地」に、「北秋田郡阿仁町の」を「北秋田市の」に、「荒瀬」を「阿仁荒瀬」に、「荒瀬川檀畑」を「阿仁荒瀬川檀畑」に、「一ノ又鉱山」を「阿仁一ノ又鉱山」に、「鍵ノ滝」を「阿仁鍵ノ滝」に、「萱草」を「阿仁萱草」に、「小様」を「阿仁小様」に、「萱草鉱山」を「阿仁萱草鉱山」に、「銀山」を「阿仁銀山」に、「阿仁小嶺」を「阿仁小嶺」に、「小沢」を「阿仁小沢」に、「三枚鉱山」を「阿仁三枚鉱山」に、「二ノ又鉱山」を「阿仁二ノ又鉱山」に、「真木沢鉱山」を「阿仁真木沢鉱山」に、「水無」を「阿仁水無」に改め、同表森吉警察署幸屋渡警察官駐在所の項中「北秋田郡阿仁町幸屋渡字西野小綱11番地6」を「北秋田市阿仁幸屋渡字西野小綱11番地6」に、「北秋田郡阿仁町の」を「北秋田市の」に、「笑内」を「阿仁笑内」に、「根子」を「阿仁根子」に、「伏影」を「阿仁伏影」に、「打当」を「阿仁打当」に、「幸屋」を「阿仁幸屋」に、「戸島内」を「阿仁戸島内」に、「長畑」を「阿仁長畑」に、「中村」を「阿仁中村」に、「比立内」を「阿仁比立内」に改め、同表能代警察署能代警察官駐在所の項中「能代市鹹淵字古川反3番地11」を「能代市鹹淵字古川反3番地17」に改め、同表能代警察署下岩川警察官駐在所の項中「山本郡山本町下岩川字長面25番地19」を「山本郡山本町下岩川字長面25番地2」に改め、同表五城目警察署飯田川警察官駐在所の項中

南秋田郡飯田川町 和田妹川字松ノ木 18番地 8	南秋田郡飯田川町	湯妹
--------------------------------	----------	----

上市飯田川和 川字松ノ木 18 地 8	湯上市のうち 飯田川飯塚 飯田川金山 飯田川下蛇川 飯田川和田妹川	に改め、同表五
---------------------------	---	---------

城目警察署豊川警察官駐在所の項中

南秋田郡昭和町豊川槻木字荒屋21番地6	南秋田郡昭和町の豊川岡井戸豊川上虹川豊川槻木豊川船橋豊川山田豊川龍毛
---------------------	------------------------------------

うち

鴻上市昭和豊川槻木字荒屋21番地6	鴻上市のうち昭 and 豊川岡井戸昭 and 豊川上虹川昭 and 豊川槻木昭 and 豊川船橋昭 and 豊川山田昭 and 豊川竜毛
-------------------	--

をに改め、同表男鹿警察署若美警察官駐在所の項中「南秋

田郡若美町私戸字渡部94番地5」を「男鹿市私戸字渡部94番地5」に、「南秋田郡若美町の」を「男鹿市の」に改め、同表男鹿警察署宮沢警察官駐在所の項中「南秋田郡若美町野石字下夕谷地1番地5」を「男鹿市野石字下夕谷地1番地5」に、「南秋田郡若美町の」を「男鹿市の」に改め、同表男鹿警察署上出戸警察官駐在所の項中「南秋田郡天王町天王字北野164番地19」を「潟上市天王字北野164番地19」に、「南秋田郡天王町の」を「潟上市の」に改め、同表秋田東警察署河辺警察官駐在所の項中「秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下46番地15」を「秋田市河辺北野田高屋字上前田表57番地5」に改め、同表本荘警察署小友警察官駐在所の項中

「本荘市三条字三条谷地35番地3」を「由利本荘市三条字三条谷地35番地3」に、「本荘市の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署石沢警察官駐在所の項中「本荘市館字石沢館29番地」を「由利本荘市館字石沢館29番地」に、「本荘市の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署吉警察官駐在所の項中「本荘市薬師堂字中道237番地5」を「由利本荘市薬師堂字中道237番地5」に、「本荘市の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署川口警察官駐在所の項中「本荘市川口字家後20番地4」を「由利本荘市川口字家後20番地4」に、「本荘市の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署松ヶ崎警察官駐在所の項中「本荘市神沢字浜辺111番地」を「由利本荘市神沢字浜辺111番地」に、「本荘市の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署亀田警察官駐在所の項中「由利郡岩城町亀田大町字大町3番地5」を「由利本荘市岩城亀田大町字大町3番地5」に、「由利郡岩城町の」を「由利本荘市の」に、「赤平」を「岩城赤平」に、「泉田」を「岩城泉田」に、「上黒川」を「岩城上黒川」に、「上蛇田」を「岩城上蛇田」に、「亀田愛宕町」を「岩城亀田愛宕町」に、「亀田大町」を「岩城亀田大町」に、「亀田最上町」を「岩城亀田最上町」に、「下黒川」を「岩城下黒川」に、「下蛇田」を「岩城下蛇田」に、「薄俣」を「岩城薄俣」に、「富田」を「岩城富田」に、「福俣」を「岩城福俣」に、「六呂田」を「岩城六呂田」に改め、同表本荘警察署岩城警察官駐在所の項中「由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢85番地6」を「由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85番地6」に、「由利郡岩城町の」を「由利本荘市の」に、「内道川」を「岩城内道川」に、「君ヶ野」を「岩城君ヶ野」に、「二古勝手」を「岩城勝手」に、「岩城二古」に改め、同表本荘警察署大内警察官駐在所の項中「由利郡大内町岩谷町字宝田173番地4」を「由利本荘市岩谷町字宝田173番地4」に、「由利郡大内町の」を「由利本荘市の」に、「牛寺」を「大内三川」に改め、「三川」を削り、同表本荘警察署上大内警察官駐在所の項中「由利郡大内町中田代字板井沢133番地」を「由利本荘市中田代字板井沢133番地」に、「由利郡大内町の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署下大内警察官駐在所の項中「由利郡大内町松本字上川原84番地18」を「由利本荘市松本字上川原84番地18」に、「由利郡大内町の」を「由利本荘市の」に改め、同表本荘警察署西目警察官駐在所の項中「由利郡西目町沼田字新道下2番地301」を「由利本荘市西目町沼田字新道下2番地301」に、

由利本荘市のうち

由利郡西目町

を

西目町海士剱
西目町出戸
西目町西目
西目町沼田

に改め、同表本荘警察署由利警察官駐在署の項中「由利

郡由利町前郷字前郷74番地2」を「由利本荘市前郷字前郷74番地2」に、

由利

由利本荘市のうち

飯沢
五十土
大水口
蟹沢
川西
久保田
黒沢
小菅野
新上条
陣ヶ森
堰口
土倉
西沢
東鮎川
東中沢
平石
前郷
曲沢

郡由利町

を

町村
南福田
森子
山本
吉沢

に改め、同表本荘警察署東由利警察官駐在所の項中「由利郡東由

利町老方字四ツ眼16番地17」を「由利本荘市東由利老方字四ツ眼16番地17」に、

「由利郡東由利町の」を「由利本荘市の」に、
「老方」を「東由利老方
蔵のうち」を「東由利蔵のうち」

に、「黒淵の」を「東由利黒淵の」に、「田代の」を「東由利田代の」に、「館合」を「東由利館合」に、「法内」を「東由利法内」に改め、同表本荘警察署警察官駐在所の項中「由利郡東由利町宿字宮ノ下17番地1」を「由利本荘市東由利宿字宮ノ下17番地1」に、「由利郡東由利町の」を「由利本荘市の」に、「蔵の」を「東由利蔵の」に、「黒淵の」を「東由利黒淵の」に、「宿」を「東由利宿」に、「杉森」を「東由利杉森」に、「田代の」を「東由利田代の」に改め、同表矢島警察署鳥海警察官駐在所

の項中「由利郡鳥海町伏見字久保12番地1」を「由利本荘市鳥海町伏見字久保12番地1」に、「由利郡鳥海町の」を「由利本荘市の」に、「上川内」を「鳥海町上川内」に、「上直根」を「鳥海町上直根」に、「栗沢」を「鳥海町栗沢」に、「小川」を「鳥海町小川」に、「才之神」を「鳥海町才之神」に、「猿倉」を「鳥海町猿倉」に、「下川内」を「鳥海町下川内」に、「下直根」を「鳥海町下直根」に、「中直根」を「鳥海町中直根」に、「伏見」を「鳥海町伏見」に改め、同表矢島警察署笹子警察官駐在所の項中「由利郡鳥海町上笹子字下野4番地2」を「由利本荘市鳥海町上笹子字下野4番地2」に、「由利郡鳥海町の」を「由利本荘市の」に、「上笹子」を「鳥海町上笹子」に改め、同表大曲警察署四ツ屋警察官駐在所の項中「大曲市四ツ屋字上前村39番地1」を「大仙市四ツ屋字上前村39番地1」に、「大曲市の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署大川西根警察官駐在所の項中「大曲市大曲西根字小館22番地4」を「大仙市大曲西根字小館22番地4」に、「大曲市の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署内小友警察官駐在所の項中「大曲市内小友字四ツ村22番地2」を「大仙市内小友字四ツ村22番地2」に、「大曲市の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署藤木警察官駐在所の項中「大曲市藤木字大保44番地3」を「大仙市藤木字大保44番地3」に、「大曲市の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署角間川警察官駐在所の項中「大曲市角間川町字東本町61番地1」を「大仙市角間川町字東本町61番地1」に、「大曲市の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署協和警察官駐在所の項中

仙北郡協和町境字境22番地14	仙北郡協和町境字境22番地14
	仙北郡協和町境字境22番地14
	仙北郡協和町境字境22番地14

郡協和のうち川	大仙市協和境字境22番地14	大仙市のうち字雨池沢、字井戸ノ沢、字大橋向、字上淀川、字川又、字鷺ノ巣、字中島、字西後町、字東後町、字宮ヶ沢、字和田
---------	----------------	--

川のうち字雨池沢、字井戸ノ沢、向、字上淀川、字川又、字鷺ノ巣、字西町、字東後町、字宮ヶ沢、後

に改め、同表大曲警察署峰吉川警察官駐在所の項中「仙北郡協和町峰吉川字寺ノ下3番地1」を「大仙市協和峰吉川字寺ノ下3番地1」に、「大仙市のうち」を「大仙市のうち」に改め、同表大曲警察署淀川警察官駐在所の項中「仙北郡協和町下淀川字馬場37番地4」を「大仙市協和下淀川字馬場37番地4」に、「仙北郡協和町の」を「大仙市の」に、「上淀川の」を「協和上淀川の」に、「小種」を「協和小種」に、「下淀川」を「協和下淀川」に改め、同表大曲警察署船岡警察官駐在所の項中「仙北郡協和町船岡字仙市淀川」に改め、同表大曲警察署船岡字上津野260番地」に、「仙北郡協和町のうち」を「大仙市うち」に、「船岡」を「協和船岡」に改め、同表大曲警察署北野目警察官駐在所の項中「仙北郡西仙北町北野目字四ツ谷111番地」を「大仙市北野目字四ツ谷111番地」に、「仙北郡西仙北町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署強首警察官駐在所の項中「仙北郡西仙北町強首字強首631番地」を

「大仙市強首字強首631番地」に、「仙北郡西仙北町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署宿警察官駐在所の項中「仙北郡西仙北町大沢郷宿字横山14番地10」を「大仙市大沢郷宿字横山14番地10」に、「仙北郡西仙北町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署土川警察官駐在所の項中「仙北郡西仙北町土川字東前田33番地4」を「大仙市土川字東前田33番地4」に、「仙北郡西仙北町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署神岡警察官駐在所の項中「仙北郡神岡町神宮寺字本郷野93番地5」を「大仙市神宮寺字本郷野93番地5」に、「仙北郡神岡町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署北檜岡警察官駐在所の項中「仙北郡神岡町北檜岡字北檜岡217番地」を「大仙市北檜岡字北檜岡217番地」に、「仙北郡西神岡町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署南檜岡警察官駐在所の項及び同表大曲警察署南外警察官駐在所の項を次のように改める。

南檜岡警察官 駐在所	大仙市南外字赤平 台野54番地10	<p>大仙市のうち 南外南檜岡のうち字寺沢、字中嶋 南外のうち字赤平後野、字赤平大道 東、字赤平貝沢、字赤平台野、字 赤平平家、字赤平六郎沢、字揚土、 字揚土山、字新屋布、字円満寺、 字円満寺野、字大杉、字大杉赤平 沢、字大杉貝沼、字大杉河童台、 字大杉ニタ又杉、字大杉山、字大 杉山岸、字太田、字大畑、字大畑 潜沢、字大畑深山、字大春木沢、 字沖田、字落合、字上木直、字上 中宿、字川口、字川口本町、字木 直沢、字北田狐塚、字北田黒瀬、 字北田山田ケ沢、字金助沢、字小 出、字小出押伐沢、字小沢、字小 春木沢、字作兵工沢、字猿ケ瀬出 野、字猿ケ瀬出野大川端、字猿ケ 瀬出野中嶋、字猿ケ瀬中嶋、字猿 倉沢、字山王台、字下木直、字下 木直古川端、字下木直山、字蛇ノ 沢、字十二袋、字鞆田、字田中、 字田中田、字田中田山根、字田屋</p>
---------------	----------------------	---

南外警察官駐 在所	大仙市南外字上野 99番地23	<p>大仙市のうち 南外外小友のうち字十二ヶ沢、字寺 沢、字中川、字中嶋、字西ノ又 南外南檜岡のうち字十二ヶ沢、字中 川、字西ノ又 南外のうち字赤坂、字赤畑、字悪戸 野、字蘆谷地、字荒沢杉ノ沢、字 石仏、字猪ノ頭、字岩倉、字岩瀬、 字岩ノ目沢、字上野、字牛ヶ沢、 字内土塚、字大岩倉、字大黒森、 字大小手、字大小手館、字大地ケ 森、字大地ケ森居ト沢、字大地ケ 森岩船沢、字大地ケ森小又、字大 平、字大松沢、字大向、字大柳、 字大和野、字於其沢、字男滝、字 折橋沢、字桂沢、字門ヶ沢、字金 屋、字蒲ノ沢、字上赤坂、字上荒 沢、字上荒又、字上釜坂、字上鎌 田、字上川原、字上桑台、字上巢 ノ沢、字上館ノ下、字上中野、字 上谷地田、字川堤、字鮑穀谷地、 字草ノ沢、字胡桃沢、字胡桃台、 字黒滝、字桑台枯木沢、字小荒沢、 字小岩倉、字権吉台、字才ノ神、 字逆川、字笹森沢、字猿井沢、字 沢山糸畑、字沢山川堤、字沢山口、</p>
--------------	--------------------	---

		<p>字小浪瀧、字三ノ沢、字下赤坂、字下荒沢、字下荒又、字下釜坂、字下鎌田、字下桑台、字下田、字下滝、字下館ノ下、字下袋、字下袋向、字下細越、字下谷地田、字下湯ノ又、字十二ヶ沢大沢、字十二ヶ沢古真木、字十二ヶ沢瀧ノ上、字十二ヶ沢野沢、字十二ヶ沢畑谷沢、字十二ノ前、字新右工門沢、字神口沢、字杉橋、字菅ノ沢、字巢ノ沢、字巢ノ沢石切場、字巢ノ沢胡麻ノ沢出口、字巢ノ沢冷水沢、字巢ノ沢横ノ沢、字巢ノ沢藪ヶ沢、字外土場、字外土場台ノ上、字外山、字台林、字滝中田表、字滝ノ上、字滝ノ沢、字田尻、字田ノ沢、字伝上坊、字伝上坊瀧ノ上、字樋ヶ沢、字土場、字中荒沢、字中荒又、字中川大沢、字中川尻、字中桑台、字中館ノ下、字中野、字中野山、字中袋、字夏見沢、字西ノ沢、字西ノ又瀧ノ沢、字及位、字八田瀧、字林ノ沢、字東中袋、字東ノ沢、字一ト刈、字平沢、字平台沢口、字広表、字深沢、字袋向、字坊村、字細越、字真形沢、字松木沢、字松木田、字丸木橋、字水上沢、字水沢、字水沢々、字向大小手、字向ノ沢、字向堀野、字葎沢、字無尻橋、字女瀧、字薬師堂、字矢向、字湯神台、字湯ノ又、字湯元、字若林</p>
--	--	--

別表第2 大曲警察署太田警察官駐在所の項中「仙北郡太田町太田字新田田尻3番

地5」を「大仙市太田町太田字新田田尻3番地5」に、「仙北郡太田町の」を「大仙市の」に、「太田の」を「太田町太田の」に、「国見」を「太田町国見」に、「駒場」を「太田町駒場」に、「中里」を「太田町中里」に、「横沢」を「太田町横沢」に改め、同表大曲警察署長信田警察官駐在所の項中「仙北郡太田町小神成字桜木29番地7」を「大仙市太田町小神成字桜木29番地7」に、「仙北郡太田町の」を「大仙市の」に、「永代」を「太田町永代」に、「川口」を「太田町川口」に、「小神成」を「太田町小神成」に、「三本扇」を「太田町三本扇」に、「東今泉」を「太田町東今泉」に、「太田の」を「太田町太田の」に改め、同表大曲警察署横堀警察官駐在所の項中「仙北郡仙北町福田字穴沢27番地2」を「大仙市福田字穴沢27番地2」に、「仙北郡仙北町の」を「大仙市の」に改め、同表大曲警察署仙北警察官駐在所の項中「仙北郡仙北町高梨字麻生田32番地」を「大仙市高梨字麻生田32番地」に、「仙北郡仙北町の」を「大仙市の」に改め、同表角館警察署中仙警察官駐在所の項中「仙北郡中仙町長野字柳田52番地5」を「大仙市長野字柳田52番地5」に、「仙北郡中仙町の」を「大仙市の」に改め、同表角館警察署清水警察官駐在所の項中「仙北郡中仙町清水字上大蔵76番地1」を「大仙市清水字上大蔵76番地1」に、「仙北郡中仙町の」を「大仙市の」に改め、同表角館警察署豊川警察官駐在所の項中「仙北郡中仙町豊川字街道添14番地」を「大仙市豊川字街道添14番地」に、「仙北郡中仙町の」を「大仙市の」に改め、同表角館警察署豊岡警察官駐在所の項中「仙北郡中仙町中荒井野143番地3」を「大仙市中荒井野143番地3」に、「仙北郡中仙町の」を「大仙市の」に改め、同表増田警察署稲庭警察官駐在所の項中「雄勝郡稲川町字稲庭173番地2」を「湯沢市稲庭町字稲庭173番地2」に、「雄勝郡稲川町の」を「湯沢市の」に、「字朝月前、字朝月山、字新処、字新屋布、字稲庭、字岩城、字打越、字上段、字栄花館、字大森、字大谷、字大森沢、字大森山、字角間沢、字鍛冶屋布、字上大小沢、字上川原、字萱又、字観音寺、字熊ノ台、字倉ノ下、字析倉、字高野、字小沢、字五社ヶ沢、字沢口、字沢口台、字三番沢、字品池山、字下大小沢、字下川原、字下川原上段、字下高橋、字下桃倉、字新城、字新城台、字新町下、字関沢、字研場、字内記川原、字中大小沢、字中川原、字中嶋、字二階、字早坂、字早坂下、字日照田、字平場、字琵琶倉、字桙、字万田平、字三嶋、字南ヶ沢、字桃倉、字薬研沢、字八郷、字八郷川原、字谷地、字山ノ下、字葎沢」を「稲庭町」に改め、同表増田警察署駒形警察官駐在所の項中「雄勝郡稲川町八面字袖沢122番地2」を「湯沢市駒形町八面字袖沢122

「大倉
大門
東福寺

番地2」に、「雄勝郡稲川町の」を「湯沢市の」に、

三又
八面
戸波

を「駒形町」に改

め、同表増田警察署稲川警察官駐在所の項中「雄勝郡稲川町川連字大開下6番地3」を「湯沢市川連町字大開下6番地3」に、「雄勝郡稲川町の」を「湯沢市の」

に、川連 三梨のうち字中野」を「川連町」に改め、同表増田警察署三梨警察官駐在所

の項中「雄勝郡稲川町三梨字森田140番地3」を「湯沢市三梨字森田140番地3」

に、「雄勝郡稲川町の」を「湯沢市の」に、「飯田」を「三梨町」に改め、「三梨のうち字芦沢、字新処、字新処下、字犬掬、字上ノ台、字牛山、字上野、字上瓶、字榮花館、字烏帽子橋、字大沢、字大沢北ケ沢、字大沢南ケ沢、字落ケ沢、字角間台、字林田、字蟹沢、字金ケ沢、字上久保、字上久保下川原、字上久保前川原、字上猿城、字上宿、字上宿下、字合籠台ケ沢、字川原、字北平、字京政、字京政下川原、字桐木沢、字熊ノ堂、字黒森、字鶴平、字高野川原、字小松原、字小水ケ沢、字古三梨、字桜田、字笹峠、字猿城、字沢尻、字下瓶、字清水川、字清水小屋、字清水小屋川原、字下猿城、字下宿、字下羽竜、字蛇の崎、字将監山、字白糠、字高檀、字滝ノ上、字柵山、字樽木、字樽木川原、字長者森、字寺ケ沢、字寺林、字榎木、字薫ケ沢、字百目木、字俄ケ坂、字沼頭、字沼尻、字八森沢、字羽竜、字羽竜北平、字羽竜下川原、字平林、字前平、字間明田、字豆ケ沢、字水呑、字御獄堂、字務沢、字女夫沢、字八瀬長根下、字山崎、字四日市」及び「宮田のうち字合長根、字雨池、字岩留、字烏帽子平、字頭沢、字上コヒト、字君ヶ崎、字笹峠、字下川原、字下コヒト、字杉山、字杉山台、字千田沢、字紫薮平、字長子内口、字長子内獄、字峠脇、字中コヒト、字平林、字平林長根、字フナ立、字宮田、字明神堂、字屋布前、字柳沢、字山神脇、字若神子」を削り、同表増田警察署皆瀬警察官駐在所の項中「雄勝郡皆瀬村川向字板戸121番地」を「湯沢市市皆瀬字板戸121番地」に、

「雄勝郡皆瀬村」

「湯沢市のうち皆瀬」

に改め、同表湯沢警察署小野警察官駐在所の項

中「雄勝郡雄勝町小野字西十日町74番地2」を「湯沢市小野字西十日町74番地2」

に、「雄勝郡雄勝町の」を「湯沢市の」に改め、同表湯沢警察署院内警察官駐在所の項中「雄勝郡雄勝町上院内字小沢110番地11」を「湯沢市上院内字小沢110番地11」に、「雄勝郡雄勝町の」を「湯沢市の」に改め、同表湯沢警察署秋ノ宮警察官駐在所の項中「雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山岸29番地4」を「湯沢市秋ノ宮字山岸29番地4」に、「雄勝郡雄勝町の」を「湯沢市の」に改め、同表湯沢警察署湯ノ岱警察官駐在所の項中「雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山居野2番地7」を「湯沢市秋ノ宮字山居野2番地7」に、「雄勝郡雄勝町の」を「湯沢市の」に改める。

別表第3鷹巣警察署の項中「北秋田郡鷹巣町の」を「北秋田市の」に改め、同表森吉警察署の項中「北秋田郡森吉町の」を「北秋田市の」に改め、同表

「由利本荘市のうち

矢島町荒沢
矢島町川辺
矢島町木在
矢島町坂之下
矢島町城内
矢島町新荘
矢島町立石
矢島町箱町
矢島町田中町
矢島町七日町
矢島町元町
矢島町矢島町」

に改める。

第2条 秋田県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「組織」の次に「(以下「室等」という。)」を加え、同条第3項中「組織」を「室等」に改める。

第12条の見出し中「係」を「係等」に改め、同条第1項中「警察本部の」を削り、「及び学校」を「に係及び班を置き、室等」に改め、同条第2項中「前項の係の名称及び」を「前2項の係、班及び料の名称並びに」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 学校に科を置き、科に係を置く。

第12条の次に次の1条を加える。

(管轄区域の特例)
第12条の2 条例第8条第2項の規定に基づき公安委員会が定める警察署の管轄区域は、次表のとおりとする。

警 察 署	管 轄 区 域
秋田臨港警察署	<p>秋田市金足追分字海老穴地内追分交差点から潟上市昭和久保字北野細谷道添30番地先までの一般国道7号線の区域(以下「特例区域1」という。)</p> <p>秋田市泉菅野一丁目19番1号先(八幡田地下道)から同市泉菅野一丁目20番32号先までの市道八幡田地下道の区域(以下「特例区域2」という。)</p> <p>秋田市泉字登木7番地2先から同市泉字登木7番地4先までの私道の区域(以下「特例区域3」という。)</p> <p>秋田市泉字登木233番地先から同市泉登木8番地先までの市道外旭川三千刈12号線及び市道イサノ外旭川三千刈2号線の区域(以下「特例区域4」という。)</p> <p>秋田市泉字登木233番地先から同市泉登木8番地先までのイサノ2号線の区域(以下「特例区域5」という。)</p> <p>秋田市泉釜ノ町21番6号先から同市泉釜ノ町24番15号先までの市道外旭川大畑7号線の区域(以下「特例区域6」という。)</p> <p>秋田市八橋字イサノ6番地1先から同市八橋大道東2番1号先大道東橋までの草生津川の流域(以下「特例区域7」という。)</p> <p>秋田市八橋字イサノ22番地1先から同市八橋字イサノ6番地1先までの市道野村大沼線の区域(以下「特例区域8」という。)</p> <p>主要地方道寺内・新屋・雄和線秋田港大橋下流端から下流の秋田運河の水域(以下「特例区域9」という。)</p>
秋田中央警察署	<p>秋田市寺内字イサノ133番地1先から同市寺内字イサノ137番地1先までの市道臨海秋操線の区域(以下「特例区域10」という。)</p> <p>秋田市寺内油田一丁目1番2号先から同市寺内油田二丁目1番29号先までの市道油田堂ノ沢線・寺内泉線の区域(以下「特例区域11」という。)</p> <p>秋田市寺内蛭根一丁目1番20号先から同市寺内蛭根一</p>
秋田東警察署	<p>丁目15番34号先までの市道臨海新川向線の区域(以下「特例区域12」という。)</p> <p>秋田市寺内蛭根一丁目2番33号先から同市寺内蛭根一丁目1番20号先までの市道土崎保戸野線の区域(以下「特例区域13」という。)</p> <p>秋田市寺内蛭根一丁目15番34号先から同市寺内蛭根一丁目16番15号先までの一般国道7号線の区域(以下「特例区域14」という。)</p> <p>秋田運河の水域(秋田臨港警察署の管轄区域を除く。)(以下「特例区域15」という。)</p> <p>秋田市四ツ小屋字与左工門川原338番地1先から同市四ツ小屋字与左工門川原335番地先までの農道の区域(以下「特例区域16」という。)</p> <p>秋田市四ツ小屋字与左工門川原338番地1先から同市四ツ小屋字与左工門川原地内四ツ小屋交差点入口までの一般国道13号線の区域(以下「特例区域17」という。)</p> <p>秋田市四ツ小屋字中野137番地先から同市四ツ小屋字中山42番地先までの市道四ツ小屋上野中野線の区域及び菅野堰排水路の水域(以下「特例区域18」という。)</p> <p>秋田市四ツ小屋字中山42番地先から同市四ツ小屋字柳原147番地先までの古川排水路の水域(以下「特例区域19」という。)</p>
秋田東警察署	<p>秋田市外旭川のうち秋田市平和公園の区域(以下「特例区域20」という。)</p> <p>秋田市中通七丁目のうち東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線東側(秋田拠点センターアルヴェ敷地及び秋田駅東西歩道橋を除く。)の区域(以下「特例区域21」という。)</p> <p>秋田市仁井田字横山87番地1先から同市仁井田字横山16番地3先までの市道宝竜崎5号線の区域(以下「特例区域22」という。)</p> <p>秋田市仁井田字横山90番地2先から同市仁井田字横山87番地1先までの私道の区域(以下「特例区域23」という。)</p>

秋田市仁井田字横山173番地1先から同市仁井田字横山224番地先までの一般国道13号線の区域(以下「特例区域24」という。)

秋田市御野場一丁目1番6号先から同市御野場一丁目3番9号先までの市道四ツ小屋中野1号線の区域(以下「特例区域25」という。)

秋田市御野場一丁目3番9号先から同市御野場三丁目5番1号先までの市道中野7号線の区域(以下「特例区域26」という。)

秋田市御野場二丁目1番3号先から同市御野場一丁目1番6号先までの県道秋田雄和本荘線の区域(以下「特例区域27」という。)

第16条第1項の表中

課長補佐、隊長補佐、所長補佐、センター長補佐又は校長補佐

を

課長補佐、隊長補佐、所長補佐、センター長補佐又は科長

に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。
別表第1(第13条関係)

所 轄 署 名	名 称	位 置	所 管 区
鹿 角 警 察 署	小坂交番	鹿角郡小坂町小坂字中前田42番地3	鹿角郡小坂町のうち 荒谷、上向、小坂、小坂鉦山、大地
	花輪駅前交番	鹿角市花輪字下中島10番地	鹿角市のうち 花輪
大 館	大館駅前交番	大館市御成町一丁	大館市のうち

警察署

目3番1号

芦田子(字芦田子、字芦田子南、字塞神、字塞神南、字天道上に限る。)、東、有浦一丁目~六丁目、大茂内、御成町一丁目~四丁目、上代野、茂内、清水一丁目~五丁目、下代野、釈迦内(字板子石、字稲荷山下、字街道上、字街道端、字上清水、字上袋、字山神社後、字下清水、字塚ノ台、字四方石に限る。)、中道一丁目~三丁目、沼館(字稲荷下、字神田表、字神館、字小坪台、字栄戸、字藤蕪に限る。)、松木(字大上に限る。)、雪沢、字板子石坂境、字大田面、字観音堂、字小釈迦内道上、字小釈迦内道下、字清水堰台、字下綱、字代野、字新綱、字二本杉後、字二ツ屋境、字沼館道上、字沼館道南、字松木境、字松館

桂城交番

大館市字桂城8番地8

大館市のうち
青葉町、赤館町、片山、片山町一丁目~三丁目、柄沢(字稲荷山下、字大沢山、字柄沢、字長橋に限る。)、北神明町、小館町、小館花(字古館下、字前田、字山根ヒトロに限る。)、幸町、城西町、水門町、住吉町、常磐木町、中神明町、根下戸、根下戸新町、根下戸町、東台一丁目~七丁目、御坂町、美園町、南神明

		町、豊町、字相染沢中岱、字赤館、字池内道上、字池内道下、字一心院南、字一本杉、字裏町、字上町、字扇田道下、字大館、字大町、字片町、字金坂、字金坂後、字桂城、字桜町、字桜町南、字三ノ丸、字新町、字水門前、字象ヶ鼻、字館下、字鉄砲塚、字土飛山下、字長木川南、字長倉、字長根山下、字中町、字七曲岱、字馬喰町、字八幡、字八幡沢岱、字東台、字古川町、字部垂町、字向町、字谷地町、字谷地町後
比内交番	北秋田郡比内町扇田字伊勢堂岱108番地1	北秋田郡比内町のうち扇田、小坪沢、片貝、笹館、白沢水沢、達子、新館(字真館に限る。)、八木橋、谷地中
北秋田警察署 森吉幹部交番	北秋田市米内沢字出向中島38番地の2	北秋田市のうち浦田、滝ノ沢、本城、米内沢
台川交番	北秋田市新田目字大野85番地1	北秋田市のうち上杉、鎌沢、川井、木戸石、根田、下核、李岱、芹沢、道城、新田目、八幡岱新田、羽根山、福田、増沢、三木田、三里
大館能代空港 警備派出所	北秋田市脇神字葉岱21番地144	

能代警察署	二ツ井交番	山本郡二ツ井町字上野82番地15	山本郡二ツ井町のうち麻生、刈又石、切石、小掛、小繫、駒形、田代、飛根、荷上場、濁川、仁鮎、字上台、字上野、字太田面、字加護山、字上山崎、字五千苅、字沢口、字三千苅、字下野、字下野家後、字下野川端、字高閑、字中坪、字滑良子川端、字比井野(55番地から92番地に限る。)、字町尻、字道上中坪、字山根
能代駅前交番	能代市元町242番地5	能代市のうち万町、追分町、大町、上町、中和一丁目・二丁目、出戸本町、富町、能代町(字赤沼、字悪戸、字後谷地、字富町家塚、字中川原、字富町追分に限る。)、畠町、日吉町、緑町、南元町、明治町、元町、字後谷地、字上柳、字下内崎、字御指南町、字彩霞長根、字下野、字出戸、字出戸後、字中嶋、字中柳、字西赤沼、字西大瀬、字東赤沼、字東大瀬、字豊祥岱、字養蚕、字養蚕脇、字若松町	
西通町交番	能代市西通町9番9号	能代市のうち青葉町、大手町、川反町、景林町、栄町、昭南町、未広町、住吉町、清助町、通町、西通町、能代町(字後谷地国有林、	

	<p>字男鹿街道脇、字川反、字出戸沼、字出戸沼壇脇、字下浜、字住吉後、字清助町下中川原、字盤若山野、字日和山下に限る。)、萩ノ台、花園町、浜通町、盤若町、東町、松美町、柳町、字大森山、字麒麟ヶ原、字砂留山、字鳥小屋、字鳳凰岱</p>	<p>五城目警察署</p>	<p>昭和交番</p>	<p>濁上市昭和久久保 字堤の上104番地</p>	<p>濁上市のうち 昭和久久保、昭和豊川岡井戸、昭和豊川上蛇川、昭和豊川榎木、昭和豊川船橋、昭和豊川山田、昭和豊川竜毛、昭和八丁目、昭和乱橋</p>
<p>地、字松淵、字万六溜池下、字道合、字宮の後、字持長根、字持谷地(旧国道101号線の北側に限る。)、字桃木台上(旧国道101号線の北側に限る。)、字小分、字上分水、字浜山、字下新縄手、字中新縄手、字上新縄手、手境田、字干潟、字上堰</p>	<p>濁上市のうち 天王(字江川上谷地(町道6号線及び8号線の南側に限る。)、字追分、字追分西、字大長根、字蒲沼(町道6号線の南側に限る。)、字上狼淵、字上北野、字上出戸、字北野、字早乙女溜池下、字三枚橋下、字下狼淵(旧国道101号線の南側に限る。)、字下出戸、字下浜山(秋田男鹿自動車道の南側に限る。)、字鶴沼台(旧国道101号線の南側に限る。)、字長沼、字長沼下、字中浜山、字長根、字棒沼台、字細谷長根、字持谷地(旧国道101号線の南側に限る。)、字桃木台上(旧国道101号線の南側に限る。))</p>	<p>濁上市のうち 天王大崎、天王(字一向、字上ノ台、字江川、字江川上谷地(町道6号線及び8号線の北側に限る。)、字沖田台、字御休下、字蒲沼(町道6号線の北側に限る。)、字上江川、字コアツコ、字児玉、字塩口、字塩口北野、字下狼縁(旧国道101号線の北側に限る。)、字下浜山(秋田男鹿自動車道の北側に限る。)、字下分水、字鶴沼台(旧国道101号線の北側に限る。)、字天王、字中羽立、字中分水、字羽立、字羽立片山、字羽立北野、字ハラヘ、字二田、字不動下、字不動台、字穂丈谷</p>			
<p>追分交番</p>	<p>濁上市天王字北野 164番地19</p>	<p>秋田臨港警察署</p>	<p>追分交番</p>	<p>秋田市下新城中野 字街道端西92番地 13</p>	<p>秋田市のうち 金足岩瀬、金足浦山、金足追分、金足大清水、金足片田、金足黒川、金足小泉、金足下</p>

		<p>刈、金足高岡、金足嶋崎、金足堀内、金足吉田、下新城青崎、下新城岩城、下新城小友、下新城笠岡、下新城長岡、下新城中野 特例区域1</p>	
<p>飯島交番</p>	<p>秋田市飯島道東一丁目8番27号</p>	<p>秋田市のうち 土崎港北六丁目・七丁目、飯島、飯島飯田一丁目・二丁目、飯島川端一丁目～三丁目、飯島穀丁、飯島新町一丁目～三丁目、飯島長野上町、飯島長野中町、飯島長野本町、飯島西袋一丁目～三丁目、飯島鼠田一丁目～四丁目、飯島文京町、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島美砂町、飯島道東一丁目～三丁目、飯島緑丘町、上新城石名坂、上新城小又、上新城五十丁、上新城白山、上新城中、上新城保多野、上新城道川、上新城湯ノ里、港北新町、港北松野町</p>	
<p>将軍野交番</p>	<p>秋田市将軍野南三丁目9番8号</p>	<p>秋田市のうち 将軍野青山町、将軍野桂町、将軍野堰越、将軍野東一丁目～四丁目、将軍野南一丁目～五丁目、将軍野向山、寺内(字イサノ、字三千刈、字将軍野、字通穴、字蛭根に限る。)、寺内油田一丁目～三丁目、寺内後城、寺内鶴ノ木、寺内大小路、寺内大畑、寺内</p>	
<p>外旭川交番</p>	<p>秋田市外旭川八柳三丁目6番47号</p>	<p>秋田市のうち 外旭川、外旭川八幡田一丁目・二丁目、外旭川一丁目～三丁目、寺内(字三千刈に限る。) 特例区域2、特例区域4、特例区域6</p>	
<p>秋田中央警察署</p>	<p>幸町交番</p>	<p>秋田市高陽幸町14番33号</p>	<p>秋田市のうち 高陽青柳町、高陽幸町、保戸野千代田町、保戸野鉄砲町、八橋(字イサノに限る。)、八橋イサノ一丁目・二丁目、八橋大沼町、八橋大畑一丁目・二丁目、八橋新川向、八橋田五郎一丁目・二丁目、八橋鯉沼町、八橋三和町、泉(字登木に限る。)、泉北一丁目～四丁目、泉菅野一丁目・二丁目、泉中央一丁目～六丁目、泉南一丁目～三丁目 特例区域10</p>
<p>山王交番</p>	<p>秋田市山王中島町10番23号</p>	<p>秋田市のうち 山王一丁目～七丁目、山王新町、山王中島町、山王中園町、山王沼田町、山王臨海町、八橋(字下八橋に限る。)、八</p>	

		橋運動公園、八橋大道東、八橋本町一丁目～六丁目、八橋南一丁目・二丁目、川尻大川町、川尻御休町、川尻町(字大川反、字中島に限る。)、川尻みよし町、川尻若葉町 特例区域11～特例区域14
大町交番	秋田市大町三丁目 1番7号	秋田市のうち 大町一丁目～六丁目、旭北栄町、旭北寺町、旭北錦町、保戸野金砂町、保戸野桜町、保戸野すわ町、保戸野通町、保戸野中町、保戸野八丁、保戸野原の町
秋田駅前交番	秋田市中通七丁目 1番2号	秋田市のうち 千秋北の丸、千秋久保田町、千秋公園、千秋城下町、千秋中島町、千秋明德町、千秋矢留町、中通一丁目～七丁目
榎山交番	秋田市榎山南中町 1番21号	秋田市のうち 榎山(字寺小路に限る。)、榎山愛宕下、榎山大元町、榎山共和町、榎山金照町、榎山佐竹町、榎山城南町、榎山城南新町、榎山登町、榎山古川新町、榎山本町、榎山南新町上丁、榎山南新町下丁、榎山南中町、南通亀の町、南通築地、南通みその町、南通宮田
茨島交番	秋田市茨島一丁目 1番3号	秋田市のうち 卸町一丁目～五丁目、川尻上
		野町、川尻新川町、川尻総社町、川元小川町、川元開和町、川元松丘町、川元むつみ町、川元山下町、旭南一丁目～三丁目、榎山川口境、茨島一丁目～七丁目
勝平交番	秋田市新屋船場町 6番44号	秋田市のうち 新屋朝日町、新屋勝平台、新屋勝平町、新屋北浜町、新屋寿町、新屋下川原町、新屋天稗野、新屋船場町、新屋町(字砂奴寄、字下川原、字天稗野、字割山に限る。)、新屋松美力丘北町、新屋松美力丘東町、新屋松美力丘南町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋豊町、新屋割山町、向浜一丁目・二丁目 特例区域15
牛島交番	秋田市牛島東六丁目 1番31号	秋田市のうち 牛島(字東潟敷に限る。)、牛島西一丁目～四丁目、牛島東一丁目～七丁目、牛島南一丁目・二丁目、大住一丁目～四丁目、仁井田(字潟中島、字西潟敷に限る。)、仁井田潟中町、仁井田踏見町、仁井田緑町
新屋交番	秋田市新屋扇町2 番30号	秋田市のうち 新屋扇町、新屋大川町、新屋沖田町、新屋表町、新屋栗田町、新屋渋谷町、新屋高美町、

	<p>新屋田尻沢中町、新屋田尻沢西町、新屋田尻沢東町、新屋鳥木町、新屋比内町、新屋日吉町、新屋前野町、新屋町(字渋谷地、字清水出脈、字新町後、字関町後、字田尻沢に限る。)、新屋元町、下浜桂根、下浜長浜、下浜楢田、下浜八田、下浜羽川、下浜名ケ沢、豊岩石田坂、豊岩小山、豊岩豊巻、浜田</p>	
<p>仁井田交番 五丁目3番8号</p>	<p>秋田市のうち 御野場一丁目～八丁目、御野場新町一丁目～五丁目、仁井田(字大野、字粕谷道、字上新田、字川久保、字切上、字猿田川端、字小中島、字下新田、字新中島、字塚廻(1番から134番1までを除く。))、字中新田、字中谷地、字仲谷地、字古川向、字柳林、字清滝溜、字横山に限る。)、仁井田小中島、仁井田栄町、仁井田新田一丁目～三丁目、仁井田二ツ屋一丁目・二丁目、仁井田福島一丁目・二丁目、仁井田本町一丁目～六丁目、仁井田目長田一丁目～三丁目 特例区域16～特例区域19</p>	
<p>秋田東警察署 手形交番 秋田市手形住吉町4番20号</p>	<p>秋田市のうち 手形(字大沢、字大松沢、字十七流、字中谷地、字西谷地、字蛇野、字山崎に限る。)、</p>	
	<p>手形学園町、手形からみでん、手形休下町、手形新栄町、手形山崎町、手形住吉町、手形田中、手形山北町、手形山中町、手形山西町、手形山東町、手形山南町、蛇野</p>	
<p>城東交番 秋田市広面字樋ノ沖94番地9</p>	<p>秋田市のうち 大平台一丁目～四丁目、桜一丁目～四丁目、桜ガ丘一丁目～五丁目、桜台一丁目～三丁目、下北手黒川、下北手桜、下北手寒川、下北手室川、下北手通沢、下北手梨平、下北手松崎、下北手柳館、楢山(字石塚谷地、字太田沢に限る。)、楢山石塚町、楢山太田町、東通一丁目～八丁目、東通観音前、東通館ノ越、東通仲町、東通明田、広面、柳田、横森一丁目～五丁目 特例区域21</p>	
<p>御所野交番 秋田市四ツ小屋字下川原146番地1</p>	<p>秋田市のうち 上北手荒巻、上北手大杉沢、上北手大戸、上北手大山田、上北手御所野、上北手古野、上北手小山田、上北手猿田、上北手百崎、御所野地蔵田一丁目～五丁目、御所野下堤一丁目～五丁目、御所野元町一丁目～七丁目、御所野湯本一丁目～六丁目、仁井田(字沖谷地、字刈切、字桑谷地、字五十五枚、字塚廻(1番から</p>	

利 本 庄 警 察 署	秋田空港警備 派出所	秋田市雄和榑川字 山籠49番地	134番1までに限る。)に限 る。)山手台一丁目～三丁 目、四ツ小屋、四ツ小屋小阿 地、四ツ小屋未戸松本 特例区域22～特例区域27
	矢島幹部交番	由利本庄市矢島町 七日町字熊之堂 114番地3	由利本庄市のうち 矢島町荒沢、矢島町川辺、矢 島町木在、矢島町坂之下、矢 島町城内、矢島町新莊、矢島 町立石、矢島町館町、矢島町 田中町、矢島町七日町、矢島 町元町、矢島町矢島町
	石脇交番	由利本庄市石脇字 山ノ神16番地143	由利本庄市のうち 芦川、石脇、親川、神沢、浜 三川、松ヶ崎
	本荘駅前交番	由利本庄市花畑町 一丁目25番地	由利本庄市のうち 赤沼下、赤沼下道、赤沼町、 油小路、蟻山、和泉町、一番 堰、井戸尻、岩淵下、後町、 裏尾崎町、丹正脇、大鎌町、 大堤下、大町、桶屋町、尾崎、 表尾崎町、鍛冶町、片町、上 大野、上横町、瓦谷地、観音 町、観音森、北震地、狐森、 給人町、切通、下地ヶ沢、小 人町、小防ヶ沢、御門、御門 ノ内、今野谷地、肴町、桜小 路、笹道、砂糖畑、下大野、 下川原中島、新組町、陣場岱、
大 仙 警 察 署			巢組、砂子下、瀬越場、千刈、 蓼沼、谷山小路、田町、調練 場、堤脇、鶴沼、出戸町、寺 後、中野町、中梵天、中町、 中横町、西大鎌町、西小人町、 西梵天、二番堰、濡浜北、八 幡下、花畑町、花畑町一丁目 ～四丁目、浜ノ町、東大鎌町、 東梵天、東町、日役町、船ヶ 台、不戻沢、古川端、古雪町、 本田仲町、梵天谷地、松街道、 美倉町、水林、湊岸、谷地町、 獺師町
	協和交番	大仙市協和境字境 22番地14	大仙市のうち 協和荒川、協和稲沢、協和上 淀川、協和境、協和小種、協 和和下淀川、協和中淀川、協和 船岡、協和船沢、協和峰吉川
	刈和野交番	大仙市刈和野212 番地6	大仙市のうち 刈和野、北野目(字野中、字 三条川原に限る。)、土川、 字刈和野
	大曲駅前交番	大仙市大曲通町6 番2号	大仙市のうち 大曲あけぼの町、大曲朝日町、 大曲飯田、大曲飯田町、大曲 泉町、大曲大花町、大曲(字 荒町、字上笑ノ口、字高畑、 字古四王際、字下笑ノ口、字 下高畑、字高畑谷地、字中良 野、字西大槻、字西田、字東 大槻、字福辺内に限る。)、 大曲大町、小貫高畑(字大島

下段乙、字大島下段甲、字押切野、字川原崎乙、字川原崎甲、字曹四川、字中荒所、字七ツ小屋、字七ツ小屋下段乙、字七ツ小屋下段甲、字向大島乙、字向大島下段乙、字向七ツ小屋乙、字向七ツ小屋甲、字柳原に限る。)、大曲金谷町、大曲上大町、大曲上栄町、大曲川原町、大曲黒瀬町、幸町、大曲栄町、佐野町、大曲白金町、大曲住吉町、大曲須和町一丁目～三丁目、大曲田町、大曲通町、戸蔭、大曲戸巻町、大曲中通町、大曲花園町、花館(字薊平、字大戸下川原、字大戸中島、字蟹沢、字上大戸、字上大戸下川原、字上佐渡、字上殿屋敷、字上中野、字上野、字唐閑、字北裏地、字葛野、字幸福寺、字下大戸、字下竹花下川原、字下殿屋敷、字下中野、字常保寺、字新萱野、字杉本、字竹花下川原、字竹花中島、字田ノ尻、字土川原、字鶴田、字中大戸、字長沢、字中台、字中貫、字中野下川原、字鍋倉、字西石田、字西裏地、字西台、字根畑場、字萩台、字東石田、字東裏地、字姫神、字豊後野、字間倉、字間倉洲崎、字南裏地、字三ノ平、字安本、字柳原、字揚ノ森、字興蔵野に限る。)、花館上町、花館中町、

角 館 警 察 署	美郷交番	仙北郡美郷町六郷 字赤城46番地4	花館柳町、大曲浜町、東川、大曲日の出町一丁目・二丁目、大曲福住町、福田町、大曲福見町、富士見町、大曲船場町一丁目・二丁目、大曲丸子町、大曲丸の内町、大曲緑町、美原町、若竹町、大曲若葉町、和合
	田沢湖交番	仙北郡田沢湖町生保内字宮の後9番地2	仙北郡田沢湖町のうち 生保内、瀧、刺巻、田沢、玉川
横 手 警 察 署	角館駅前交番	仙北郡角館町岩瀬 字中菅沢94番地145	仙北郡角館町のうち 岩瀬、岩瀬町、裏町、歩行町、表町上丁、表町下丁、上新町、川原町、小人町、下岩瀬町、下新町、下中町、白岩、白岩 広久内、蘆田、竹原町、田町上丁、田町下丁、中町、七日町、西勝楽町、東勝楽丁、細越町、山根町、横町
	増田幹部交番	平鹿郡増田町増田 字石神71番地の1	平鹿郡増田町
	横手駅前交番	横手市駅前町3番 28号	横手市のうち 赤川、赤坂、朝日が丘一丁目～四丁目、旭川一丁目～三丁目、猪岡、駅前町、駅南一丁目・二丁目、大沢、大町、大水戸町、卸町、鍛冶町、上内

	<p>町、寿町、幸町、三本柳、清川町、清水町新田、蛇の崎町、城西町、城南町、城山町、神明町、田中町、中央町、塚堀、根岸町、羽黒町、平城町、婦気大堤(字岩瀬、字田久保下、字堤下、字婦気、字谷地添に限る。)、二葉町、平和町、本郷町、前郷一番町、前郷二番町、前郷、南町、睦成(字追回、字清水沢、字助市沢、字水上沢に限る。)、本町、安田、横手町、横山町、四日町</p>	<p>島谷地、字大森、字興ノ台、字高野、字黄金原、字沖田、字沖鶴、字落合、字角間沢、字角間沢山、字角間山、字カヅクイ沢山、字缸打沢、字金堀沢、字金堀沢山、字上角間沢山、字上経塚廻り、字勘右エ門沢、字勘右エ門沢山、字桐ノ平山、字熊ノ堂、字栗沢山、字小松沢山、字小吹山、字小古御嶽、字小古御嶽山、字菰槌山、字境川、字柴田、字柵内沢山、字下角間沢、字下角間沢山、字柴目、字下京塚廻り、字下田面、字下中川原、字下山谷、字白子、字新川原、字新中道、字新福島、字炭釜山、字開合、字千刈、字高前、字高屋敷、字滝ノ沢山、字テタ又リ沢山、字館ノ堀、字田中、字田ノ神、字鳥海、字鶴田、字鶴館、字鶴の島、字堂ノ前、字峠沢山、字研場、字栃木沢山、字鷺ヶ沢山、字取上石山、字長沢山、字中ノ沢、字中ノ沢弁慶山、字中ノリ沢山、字中屋敷、字中屋敷、字西愛染沢、字西金堀沢山、字抜石場山、字抜石山、字沼ノ岱山、字乗上沢山、字東赤土、字東赤土山、字菱堂、字平館、字広沢山、字福徳、字古館、字豊稔、字宝涼、字富士見、字古御嶽山、字蛇野、字前囲、字前沢山、字前</p>
<p>十文字交番</p>	<p>平鹿郡十文字町十文字新田字海道下43番地3</p>	<p>平鹿郡十文字町</p>
<p>湯沢北交番</p>	<p>湯沢市岩崎字森台178番地</p>	<p>湯沢市のうち 岩崎、裏門一丁目～三丁目、角間、金谷、倉内、幸町一丁目、桜通り、清水町一丁目～六丁目、杉沢、杉沢新所、大工町、成沢、二井田、西新町、深堀(字鎌切に限る。)、古館町、前森一丁目～四丁目、元清水一丁目～四丁目、森、柳田、八幡、湯ノ原一丁目・二丁目、字愛染山、字赤土、字旭田、字伊勢堂山、字伊勢堂脇、字稻荷山、字祝田、字岩田、字上野、字若ノ沢山、字姥懐山、字裏門、字大倉谷地、字大島、字大島町、字大</p>
<p>湯沢警察署</p>		

羽後交番	雄勝郡羽後町西馬音内字中野28番地3	雄勝郡羽後町のうち 赤袴、飯沢、大久保、大沢、大戸、貝沢、柏原、郡山、鹿内、嶋田新田、新町、杉宮、高尾田、田沢、足田、床舞、西馬音内、西馬音内堀回、糠塚、野中、林崎、弘体、堀内、水沢、睦合、字赤沼、字新処、字稻荷、字後野上、字内沢田、字内條、字内堀、字煤久保、字上野新田、字大久保、字大戸、字大戸南、字大谷地、字雄勝野、字小山田、字門向、字上中野、字上開、字川原田、字経面、字熊ノ堂、字黒作、字煙岡、字元稲田、字小悪戸、字五十堀、字五輪坂、字才の神、字塞の神、字鹿内、字清水川、字清水端、字下川原、字下中野、字蛇喰、字正源塚、字杉宮、字外沢田、字外堀、字大千坊塚、字田沢、字田畑、字檀ノ脇、字長者森、字堤下、字道目木、字戸付、字土橋、字中飯沢、字中沢田、字中島、字中道、字西ヶ崎、字西新成、字西杉宮、字西馬音内、字二条道、字野中、字野々宮、字
------	--------------------	--

稲川交番	湯沢市川連町字大関下6番地3	八郎右エ門堤、字花立、字掬ノ上、字秉新成、字深田、字古館、字弁天森、字前野、字前谷地、字南西馬音内、字南野、字南元西、字箕ノ森、字宮前、字六日市、字向、字本貝沢、字元西、字門前、字屋敷添、字家妻、字柳原、字湯ノ崎、字吉田
雄勝交番	湯沢市横堀字白銀町13番地	湯沢市のうち 泉沢、院内銀山町、小野、上院内、桑崎、下院内、寺沢、横堀

別表第2（第13条関係）

轄名	名称	位置	所管区
鹿角警察署	十和田湖警察官駐在所	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱13番地6	鹿角郡小坂町のうち十和田湖
	大湯警察官駐在所	鹿角市十和田大湯字下川原30番地5	鹿角市のうち十和田大湯、十和田草木
	毛馬内警察官駐在所	鹿角市十和田毛馬内字押出40番地24	鹿角市のうち十和田上向、十和田毛馬内、十和田瀬田石、十和田山根

大館警察署	錦木警察官駐在所	鹿角市十和田錦木字室田4番地3	鹿角市のうち 十和田未広、十和田錦木
	尾去沢警察官駐在所	鹿角市尾去沢字軽井沢51番地1	鹿角市のうち 尾去沢
	八幡平警察官駐在所	鹿角市八幡平字沼田91番地1	鹿角市のうち 八幡平
	花岡警察官駐在所	大館市花岡町字前田3番地1	大館市のうち 花岡町
	釈迦内警察官駐在所	大館市釈迦内字山神台15番地9	大館市のうち 商人留、芦田子(字獅子ヶ森に限る。)、粕田、橋桁、釈迦内(字家後、字冢下、字狼穴、字ヲコハ、字子釈迦内、字桜下、字沢口、字山神台、字獅子ヶ森、字下大留、字釈迦内、字相染台、字台野下、字台野道上、字台野道下、字高館下、字館、字長者森、字堤下、字土肥、字長面、字長面袋、字長田、字中台、字長森下、字羽生下、字ニツ森、字身ノ肌、字村東、字屋布後、字屋布表、字山道上、字横堰下に限る。)、白沢、長走、松木(字家後、字冢下、字石神、字石神下、字石神下袋、字伊勢堂下、字下袋、字清水、字高館平、字松木に限る。)、松峰

川口警察官駐在所	大館市川口字隼人岱108番地56	大館市のうち 川口、立花、沼館(字長瀬に限る。)、檀崎(字土具に限る。)、餅田一丁目・二丁目、餅田
池内警察官駐在所	大館市池内字中台100番地	大館市のうち 池内、鮎釣、柄沢(字狐台、字山王台に限る。)、小花館(字萩野台、字村下に限る。)、中山、山館
大館南警察官駐在所	大館市二井田字小石台90番地23	大館市のうち 板沢、出川、大子内、大坂、小袴、下川原、杉沢、二井田、檀崎(字出川道上、字出川道下、字上野道上、字上野道下、字大中島、字大堀宅地、字大道下、字上宅地、字上淀市、字沢頭、字沢端、字高戸屋宅地、字館宅地、字淀市に限る。)、比内前田、本宮、字赤石
大滝警察官駐在所	大館市十二所字間ノ田105番地4	大館市のうち 軽井沢、葛原、猿間、十二所、道目木、曲田
田代警察官駐在所	北秋田郡田代町早口字上野57番地5	北秋田郡田代町
独鈷警察官駐在所	北秋田郡比内町独鈷字独鈷64番地1	北秋田郡比内町のうち 大蔥、独鈷、中野、新館(字牛道下、字川向、字駒橋屋布、字城下、字館下、字新館、字

北秋田 警察署	鷹巣西警察官 駐在所	北秋田市坊沢字屋 敷52番地	北秋田市のうち 今泉、黒沢、綴子(字久太郎 羽立、字胡桃館、字佐戸岱、 字菅ノ沢出口、字田中家前、 字田中下毛、字作坂、字作坂 下、字柳中に限る。)、坊沢、 前山	野開、字萩下、字萩下川添、 字八幡下、字八又力、字見通、 字屋布に限る。)、味噌内
	綴子警察官駐 在所	北秋田市綴子字田 中大道下3番地2	北秋田市のうち 綴子(字家下、字家下毛、字 家向、字市六、字一本柳、字 岩坂下、字岩谷、字上野、字 内一通、字上台、字往還下、 字大堤、字大堤家後、字大堤 沢、字大堤下、字大堤道下、 字大舟沢出口、字小田、字小 田道下、字街道下、字掛泥道 上、字掛泥道下、字囲ノ内、 字合地、字蟹子沢、字釜堤脇、 字上糠沢、字上松原、字川西、 字熊野堂後、字小糠沢、字五 兵工沢、字山神堂川向、字山 神堂下、字下糠沢、字下谷地、 字外一通、字田子ケ沢、字田 子ケ沢向、字田中、字田中大 道下、字田中表、字田中上、 字田町、字塚ノ岱、字堤下、 字戸草沢、字中堤、字中糠沢、 字西館、字糠沢、字糠沢上谷 地、字糠沢下谷地、字糠沢田 ノ沢、字糠沢中谷地、字日影	
能 代	鷹巣南警察官 駐在所	北秋田市脇神字太 田尻69番地2	北秋田市のうち 小森、中屋敷、七日市、脇神 川下)	沢出口、字栗館、字深沢、字 二又、字前野、字松原谷地、 字摩当撮、字美田古、字宮本、 字向黒沢、字向黒沢家下毛、 字村下、字谷地川上、字谷地 川下)
	前田警察官駐 在所	北秋田市阿仁前田 字上館下277番地 5	北秋田市のうち 阿仁前田、桂瀬、小又、五味 堀、根森田、森吉	
	阿仁警察官駐 在所	北秋田市阿仁水無 字大町16番地	北秋田市のうち 阿仁荒瀬、阿仁荒瀬川檀畑、 阿仁一ノ又鉱山、阿仁鍵ノ滝、 阿仁萱草、阿仁萱草鉱山、阿 仁銀山、阿仁小淵、阿仁小様 鉱山、阿仁小淵、阿仁三枚鉱 山、阿仁二ノ又鉱山、阿仁真 木沢鉱山、阿仁水無、阿仁吉 田	
	幸屋渡警察官 駐在所	北秋田市阿仁幸屋 渡字西野小綱11番 地6	北秋田市のうち 阿仁笑内、阿仁根子、阿仁伏 影、阿仁打当、阿仁幸屋、阿 仁幸屋渡、阿仁戸島内、阿仁 長畑、阿仁中村、阿仁比立内	
上小阿仁警察 官駐在所	北秋田郡上小阿仁 村沖田面字小蒲野 26番地2	北秋田郡上小阿仁村		
八森警察官駐	山本郡八森町字中	山本郡八森町		

<p>警察署</p>		<p>在所</p>	<p>浜92番地5</p>	
<p>峰浜警察官駐在所</p>	<p>山本郡峰浜村水沢字三ツ森カツチキ台15番地6</p>	<p>山本郡峰浜村</p>		
<p>藤里警察官駐在所</p>	<p>山本郡藤里町藤琴字鳥谷場112番地1</p>	<p>山本郡藤里町</p>		
<p>種梅警察官駐在所</p>	<p>山本郡二ツ井町梅内字前田207番地</p>	<p>山本郡二ツ井町のうち 梅内、種、字家後、字薄井、字海道上、字狐台、字小槻ノ木、字桜台、字下野、字下稗柄、字下山崎、字茶屋下、字塚ノ台、字槻ノ木、字中坪道下、字比井野(1番地から54番地及び93番地から137番地に限る。)、字稗柄、稗川原</p>		
<p>向能代警察官駐在所</p>	<p>能代市落合字下大野77番地2</p>	<p>能代市のうち 天内、磐、落合、久喜沢、槐、坂形、産物、須田、外荒巻、竹生、常盤、外割田、荷八田、比八田、吹越、朴瀬、真壁地、向能代、字大曲、字上悪戸、字狐森、字東面、字轟、字松原</p>		
<p>東能代警察官駐在所</p>	<p>能代市鱒淵字古川反3番地17</p>	<p>能代市のうち 扇田、大森、鱒淵、田床内、中沢、檜山、母体、字悪戸、字旭沢、字一本木、字上ノ山、字上ノ山台、字鶴鳥、字鶴鳥悪戸、字鶴鳥川原、字鶴ノ沢、</p>		
<p>南能代警察官駐在所</p>	<p>能代市字寿域長根48番地123</p>	<p>能代市のうち 浅内、河戸川、字厚柳、字大内田、字大瀬徳下、字大塚、字柏子所、字柏子所下、字上古川布、字臥龍山、字上相染下、字九郎左工門笹台、字九郎左工門台、字五雲岱、字権現台、字塞ノ神、字塩干田、字塩干田前、字十洲崎、字芝董森、字下瀬、字下古川布、字下谷地、字下柳、字寿域長根、字昇平岱、字新山前、字仙遊長根、字袖又、字大平山後、字高埜、字田子向、字田屋、字寺向、字戸川向、字中古川布、字長崎、字南陽崎、字沼ノ上、字藤山、字古屋布、字不老岱、字坊ヶ崎、字松長布、字谷地中、字山崎</p>	<p>字姥懐、字大関、字大台野、字奥鶴鳥川原、字奥柳生、字鎌伏沢台、字上関、字上谷地、字鴨巢、字萱山、字御番所前、字下悪戸、字下関、字新山林、字新中島、字芹川、字外堤、字機織轆ノ目、字田中谷地、字鶴形、字鶴谷新田、字戸草沢、字鳥屋場、字中悪戸、字中鴨巢、字中関、字中柳生、字中谷地、字仁井田白山、字布晒、字半戸沢、字半戸沢台、字腹鞍ノ沢、字町後、字宮ノ前、字向田表、字柳生、字谷地上、字若田</p>	

<p>浜田警察官駐在所</p>	<p>山本郡八竜町浜田字福沢1番地3</p>	<p>山本郡八竜町のうち 芦崎、大口、浜田</p>
<p>八竜警察官駐在所</p>	<p>山本郡八竜町鶴川字西鶴川14番地4</p>	<p>山本郡八竜町のうち 鶴川、川尻、久米岡新田、富岡新田</p>
<p>山本警察官駐在所</p>	<p>山本郡山本町森岳字街道西14番地2</p>	<p>山本郡山本町のうち 下岩川、森岳(字赤鍋、字穴口台、字家ノ下、字石倉沢、字泉八日、字岩瀬、字牛沢、字後谷地、字上台、字枝沢台、字御休下、字街道西、字金山、字上中沢、字上昼根下、字上谷地、字北谷地、字木戸沢、字草合森、字小中野、字小狭間、字槐館、字塞ノ神、字坂ノ下、字佐渡、字寒城野、字下谷地、字下中沢、字下昼根下、字清吉根小屋沢、字関の台、字大日下、字高田、字館ノ沢、字糊田、字月田下、字鶴ヶ谷地、字堂ノ下、字鳥矢場、字鳥矢場下、字中嶋樋掛、字長田、字中台、字中谷地、字二階堤頭、字西園、字西二ツ森、字船沢、字古館下、字古館堤頭、字前谷地、字町尻、字南谷地、字森谷地、字家後、字家後堤ノ上、字柳田、字山口、字山崎、字山田、字横沢岱、字横沢堤頭、字横長根、字和田下に限る。))</p>
<p>金岡警察官駐在所</p>	<p>山本郡山本町豊岡金田字金光寺4番地19</p>	<p>山本郡山本町のうち 志戸橋、外岡、豊岡金田、森岳(字西飛塚、字東飛塚に限る。)</p>
<p>琴丘警察官駐在所</p>	<p>山本郡琴丘町鹿渡字二本柳4番地2</p>	<p>山本郡琴丘町</p>
<p>五城目警察署 大手警察官駐在所</p>	<p>南秋田郡五城目町富津内富田字下川原89番地6</p>	<p>南秋田郡五城目町のうち 内川浅見内、内川小倉、内川黒土、内川湯ノ又、富津内下山内(字荒町、字大手崎、字上広ヶ野、字組田、字古比屋沢、字猿田沢、字下川原、字下山根、字高田、字中島、字深堀、字谷地、字和田に限る。)、富津内富田、富津内中津又</p>
<p>八郎潟警察官駐在所</p>	<p>南秋田郡八郎潟町字蒲沼1番地1</p>	<p>南秋田郡八郎潟町のうち 川崎(字昼寝、字谷地に限る。)、夜叉袋(字大嶋田に限る。)、字家ノ後、字イカリ、字大道、字押切、字蒲沼、字上仲谷地、字上昼根、字川口、字久保見、字州先、字嶋ノ内、字下川原、字中久保、字中島、字中田、字長沼、字中谷地、字軒嶋、字八幡沼、字一日市、字昼根下、字細川</p>
<p>真坂警察官駐在所</p>	<p>南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂93番地2</p>	<p>南秋田郡八郎潟町のうち 川崎(字良保、字嘉美、字高田、字前川原、字宮花に限る。)、小池、真坂、夜叉袋</p>

男 鹿 警 察 署	大潟警察官駐在所	南秋田郡大潟村字中央2番地7	南秋田郡大潟村
	井川警察官駐在所	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口36番地1	南秋田郡井川町
	飯田川警察官駐在所	潟上市飯田川和田妹川字松ノ木18番地8	潟上市のうち 飯田川飯塚、飯田川金山、飯田川下虹川、飯田川和田妹川
	北浦警察官駐在所	男鹿市北浦北浦字長田102番地5	男鹿市のうち 北浦相川、北浦安全寺、北浦北浦、北浦北浦表町、北浦真山、北浦西黒沢、北浦西水口、北浦入道崎、北浦野村、北浦湯本、戸賀加茂青砂、戸賀塩浜、戸賀戸賀、戸賀浜塩谷
船越警察官駐在所	脇本警察官駐在所	男鹿市脇本脇本字脇本166番地2	男鹿市のうち 脇本浦田、脇本田谷沢、脇本樽沢、脇本富永、脇本脇本、脇本百川
	船越警察官駐在所	男鹿市船越字船越35番地1	男鹿市のうち 船越
	五里合警察官	男鹿市五里合箱井	男鹿市のうち

秋田東 警 察 署	駐在所	字町屋田247番地4	五里合神谷、五里合琴川、五里合鮪川、五里合中石、五里合箱井
	若美警察官駐在所	男鹿市私戸字渡部94番地5	男鹿市のうち 鵜木(字鵜木、字馬道、字工ソカ台、字大開、字大道下、字角間境、字上瀧端、字獅子沢、字下瀧端、字白檀、字田屋尻、字中角境、字松木境、字松木沢境に限る。)、角間崎、福川、私戸
	宮沢警察官駐在所	男鹿市野石字下夕谷地1番地5	男鹿市のうち 鵜木(字道村に限る。)、野石、福米沢、本内、松木沢
	旭川警察官駐在所	秋田市添川字添川168番地9	秋田市のうち 添川、濁川、仁別、山内
泉警察官駐在所	太平警察官駐在所	秋田市太平目長崎字長橋1番地1	秋田市のうち 太平黒沢、太平寺庭、太平中関、太平八田、太平目長崎、太平山谷
	泉警察官駐在所	秋田市泉一ノ坪5番6号	秋田市のうち 旭川清澄町、旭川新藤田西町、旭川新藤田東町、旭川南町、泉(字五庵山、字三嶽根に限る。)、泉一ノ坪、泉釜ノ町、泉馬場、泉栗町、泉三嶽根、手形(字扇田、字上川原、字才ノ浜、字中台に限る。)、新藤田
	特別区域20		

三内警察官駐在所	秋田市河辺三内字野崎18番地10	秋田市のうち 河辺岩見、河辺三内
河辺警察官駐在所	秋田市河辺北野田高屋字上前田表57番地5	秋田市のうち 河辺赤平、河辺大沢、河辺大張野、河辺神内、河辺北野田高屋、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺畑谷、河辺松淵、河辺諸井、河辺和田
雄和警察官駐在所	秋田市雄和妙法字上大部58番地3	秋田市のうち 雄和相川、雄和石田、雄和芝野新田、雄和下黒瀬、雄和田草川、雄和椿川、雄和戸賀沢、雄和平沢、雄和妙法、雄和女米木
大正寺警察官駐在所	秋田市雄和新波字樋口60番地	秋田市のうち 雄和新波、雄和淀田、雄和萱ヶ沢、雄和神ヶ村、雄和左手子、雄和種沢、雄和繋、雄和平尾鳥、雄和向野
由利本荘警察署	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85番地6	由利本荘市のうち 岩城赤平、岩城泉田、岩城内道川、岩城勝手、岩城上黒川、岩城上蛇田、岩城亀田愛宕町、岩城亀田大町、岩城亀田亀田町、岩城亀田最上町、岩城君ヶ野、岩城下黒川、岩城下蛇田、岩城薄俣、岩城富田、岩城福俣、岩城二古、岩城道川、岩城六呂田

大内東警察官駐在所	由利本荘市松本字上川原84番地18	由利本荘市のうち 岩野目沢、小栗山、加賀沢、葛岡、新沢、新田、高尾、滝、長坂、中田代、中帳、中俣、及位、羽広、平嶋、松本
大内警察官駐在所	由利本荘市岩谷町字宝田173番地4	由利本荘市のうち 岩谷麓、岩谷町、牛寺、大内三川、大倉沢、大谷、北福田、徳沢、中館、深沢、米坂
川口警察官駐在所	由利本荘市川口字家後20番地4	由利本荘市のうち 赤田、内黒瀬、内越、大浦、川口、土谷、畑谷、福山、山田
石沢警察官駐在所	由利本荘市館字石沢館29番地	由利本荘市のうち 鮎瀬、荒町、上野、大沢、大中ノ沢、大築、金山、鳥川、北ノ股、三条、雪車町、滝ノ沢、館、館前、二十六木、鳥田目、万願寺、南ノ股、宮沢、柳生、山内、湯沢
子吉警察官駐在所	由利本荘市薬師堂字中道237番地5	由利本荘市のうち 埋田、葛法、玉ノ池、藤崎、船岡、宮内、薬師堂
東由利警察官駐在所	由利本荘市東由利老方字四ツ眼16番地17	由利本荘市のうち 東由利老方、東由利蔵、東由利黒淵、東由利宿、東由利杉森、東由利田代、東由利館合、東由利法内
西目警察官駐	由利本荘市西目町	由利本荘市のうち

在所	沼田字新道下2番地301	西目町海士剱、西目町出戸、西目町西目、西目町沼田	
	由利警察官駐在所	由利本荘市前郷字前郷74番地2	由利本荘市のうち 飯沢、五十土、大水口、蟹沢、川西、久保田、黒沢、小菅野、新上条、陣ヶ森、堰口、土倉、西沢、東船川、東中沢、平石、前郷、曲沢、町村、南福田、森子、山本、吉沢
	鳥海警察官駐在所	由利本荘市鳥海町伏見字久保12番地1	由利本荘市のうち 鳥海町上川内、鳥海町上直根、鳥海町栗沢、鳥海町小川、鳥海町才之神、鳥海町猿倉、鳥海町下川内、鳥海町下直根、鳥海町中直根、鳥海町伏見、鳥海町百宅
	笹子警察官駐在所	由利本荘市鳥海町上笹子字下野4番地2	由利本荘市のうち 鳥海町上笹子、鳥海町下笹子
象 鴻 警察署	仁賀保警察官駐在所	由利郡仁賀保町平沢字舟橋30番地	由利郡仁賀保町のうち 院内、小国、釜ヶ台、芹田、田爪、冬師、馬場、平沢、三森、両前寺
	仁賀保南警察官駐在所	由利郡仁賀保町中三地字橋本101番地	由利郡仁賀保町のうち 伊勢居地、寺田、中三、畑、樋目野、水沢
	金浦警察官駐在所	由利郡金浦町金浦字岡の谷地160番地6	由利郡金浦町
大 仙 警察署	小砂川警察官駐在所	由利郡象潟町大須郷字大道下40番地66	由利郡象潟町のうち 洗釜、大砂川、大須郷、川袋、小砂川、関、西中野沢
	強首警察官駐在所	大仙市強首字強首631番地	大仙市のうち 円行寺、大沢郷宿、大沢郷寺、大巻、金山沢、北野目(字糸畑沢、字後野、字北野目、字沢田、字大夫、字堂伝、字堂伝野、字走り、字四ツ谷に限る。)、木原田、九升田、強首、正手沢、杉山田、高城、寺館
	豊成警察官駐在所	大仙市豊岡字中荒井野143番地3	大仙市のうち 大神成、栗沢、豊岡、豊川
	中仙警察官駐在所	大仙市長野字柳田52番地5	大仙市のうち 上鷲野、北長野、清水、下鷲野、長戸呂、長野、鱧見内
	長信田警察官駐在所	大仙市太田町小神成字桜木29番地7	大仙市のうち 太田町永代、太田町太田(字築地、字太田、字大森台、字築地古館、字新田熊堂尻、字新田中島、字真木、字真木中ノ瀬、字金井伝中里、字金井伝山下、字金井伝桜木、字金井伝沢、字金井伝山、字三嶽、字長田湯伝、字長田佐渡、字石神荒屋敷、字石神長信田、字石神直塚、字石神高平、字石神、字石神棚台、字石神大久保、字石神藤原、字惣行田

		尻、字惣行家東、字惣行、字惣行山、字惣行千本野、字惣行箱野、字惣行谷地田、字惣行小坂、字惣行大谷地、字惣行柳原、字高堂長根武士平、字築地山、字長田、字新田、字新田大開下、字新田熊野堂、字新田熊野堂閣下、字真木根堀、字三藏山に限る。)、太田町川口、太田町小神成、太田町齊内、太田町三本扇、太田町東今泉
大田警察官駐在所	大仙市太田町太田字新田田尻3番地5	大仙市のうち 太田町太田(字新田下野、字新田田尻、字新田街道上に限る。)、太田町国見、太田町駒場、太田町中里、太田町横沢
四ツ屋警察官駐在所	大仙市四ツ屋字上前村39番地1	大仙市のうち 高閉上郷、新谷地、松倉、四ツ屋
神宮寺警察官駐在所	大仙市神宮寺字本郷野93番地5	大仙市のうち 北楢岡、神宮寺
高梨警察官駐在所	大仙市高梨字麻生田32番地	大仙市のうち 板見内、上野田、高梨、戸地谷、橋本、弘田、福田、堀見内、横堀
南外警察官駐在所	大仙市南外字上野99番地23	大仙市のうち 南外外小友、南外南楢岡、南外

角 館 警察署	内小友警察官駐在所	大仙市内小友字四ツ村22番地2	大仙市のうち 内小友、大曲西根、小貫高畑(字向大島甲に限る。)、花館(字松山に限る。)、蛭川
	角間川警察官駐在所	大仙市角間川町字東本町61番地1	大仙市のうち 大曲(字相野、字泉谷地、字以与谷地、字扇田、字於倉谷地、字小貫、字上扇田、字上不計谷地、字北以加利、字北村、字小泉、字五百刈内ヶ町、字下扇田、字下不計谷地、字識訪田、字奈加谷地、字西小貫谷地、字東小貫谷地、字開谷地、字前村、字南以加利、字南浦、字柳田に限る。)、角間川町、川目、下深井、藤木、六郷西根
	美郷北警察官駐在所	仙北郡美郷町土崎字上野245番地1	仙北郡美郷町のうち 安城寺、金沢東根、黒沢、小荒川、土崎、本堂城回、千屋、中野、浪花、畑屋、羽貫谷地
	美郷南警察官駐在所	仙北郡美郷町飯詰字北中島48番地1	仙北郡美郷町のうち 飯詰、金沢、金沢西根、上深井、境田、佐野、天神堂、野荒町、南町
角 館 警察署	榎木内警察官駐在所	仙北郡西木村下榎木内字松葉266番地8	仙北郡西木村のうち 上榎木内、下榎木内
	西木警察官駐	仙北郡西木村上荒	仙北郡西木村のうち

横 手 警 察 署	在所	井字田屋79番地1	門屋、上荒井、小淵野、小山田、西明寺、西荒井
	神代警察官駐在所	仙北郡田沢湖町卒田字上真崎野201番地6	仙北郡田沢湖町のうち 梅沢、岡崎、角館東前郷、小松、神代、卒田
	中川警察官駐在所	仙北郡角館町川原字寺前28番地2	仙北郡角館町のうち 小勝田、川原、山谷川崎
	雲沢警察官駐在所	仙北郡角館町西長野字熊堂82番地7	仙北郡角館町のうち 雲然、下延、西長野、八割
金沢中野警察官駐在所	横手市金沢中野字上矢来沢230番地3	横手市のうち 金沢、金沢中野、金沢本町、安本	
横手西警察官駐在所	横手市下境字関台241番地1	横手市のうち 上境、上八丁、黒川、下境、下八丁、百万刈	
朝倉警察官駐在所	横手市杉沢字吉沢377番地6	横手市のうち 朝倉町、追廻一丁目～三丁目、大鳥町、静町、新坂町、杉沢、杉目、台所町、睦成(字赤平、字足駄崎、字淀、字一ノ坂、字追回、字大沢、字大滝、字大鳥井山下、字上川原、字北三原、字桐台、字久保目、字熊野堂、字小滝、字小手ケ沢、字境川原、字寒沢、字七間川原、字下河原、字下久保目、字城付、字真山、字関根、字千手沢、字滝ノ沢、字田ノ沢、字長者森、字鶴ヶ首、字鶴巻、	

栄警察官駐在所	横手市大屋新町字小松原155番地1	横手市のうち 大屋新町、大屋寺内、新藤柳田、外目、婦気大堤(字街道下、字高ノ森、字平林に限る。)
大森警察官駐在所	平鹿郡大森町字大中島243番地3	平鹿郡大森町
大雄警察官駐在所	平鹿郡大雄村田根森字本庄道北鯨堰添94番地1	平鹿郡大雄村
雄物川警察官駐在所	平鹿郡雄物川町沼館字屋飯塚5番地2	平鹿郡雄物川町
吉田警察官駐在所	平鹿郡平鹿町上吉田間内字田ノ植74番地5	平鹿郡平鹿町のうち 上吉田間内、下吉田、醍醐(字荒処、字荒町、字家ノ前、字車長根、字堤ノ上、字西ケ沢前森、字辨財天、字本堂、字本堂山、字松ケ沢、字向内ノ目に限る。)、中吉田
平鹿警察官駐	平鹿郡平鹿町浅舞	平鹿郡平鹿町のうち

<p>在所</p>	<p>字覚町後244番地 1</p>	<p>浅舞、下鍋倉、醍醐(字明沢、字明沢妻ノ神、字浅舞山、字薊谷地、字阿弥陀田、字石ノ塔、字石成、字大橋、字冲野、字街道上、字街道下、字街道東、字加賀屋敷、字金屋、字釜ノ川、字釜ノ川下沢田、字上狐剝、字上佐戸川、字上関合、字上醍醐、字上樋口、字上藤島、字亀井沢、字北野、字北萩ノ目、字久田、字妻ノ神、字沢口、字下油川、字下籠田、字下籠田西、字下狐剝、字下関合、字下醍醐、字下藤島、字下二ツ又、字下村、字宿尻、字城廻、字関合、字醍醐、字太茂田、字館ノ下、字館ノ山、字田ノ新戸、字鱸田、字段ノ下、字寺ノ後、字当面町、字鳥越森、字中石ノ塔、字中沖田、字中冲野、字中籠田、字中ノ中川、字中道上、字中村、字西上沖田、字西萩ノ目、字野中、字野中上、字野中西、字白山田、字掬下、字栗沖田、字東萩ノ目、字樋口村下、字日照田、字平林、字二ツ又、字古館、字馬鞍、字松館、字町尻、字三島、字道中、字道中後、字宮西、字宮東、字四ツ屋に限る。)、樽見内</p>
<p>山内警察官駐在所</p>	<p>平鹿郡山内村土剝字二瀬72番地1</p>	<p>平鹿郡山内村</p>

	<p>東成瀬警察官駐在所</p>	<p>雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地1</p>	<p>雄勝郡東成瀬村</p>
<p>湯沢警察署</p>	<p>高瀬警察官駐在所</p>	<p>雄勝郡羽後町田代字畑中75番地5</p>	<p>雄勝郡羽後町のうち 上仙道、上到米、軽井沢、下仙道、田代、中仙道</p>
	<p>須川警察官駐在所</p>	<p>湯沢市相川字須川71番地4</p>	<p>湯沢市のうち 相川、宇留院内、酒蔭、高松</p>
	<p>皆瀬警察官駐在所</p>	<p>湯沢市皆瀬字板戸121番地</p>	<p>湯沢市のうち 皆瀬</p>
	<p>秋ノ宮警察官駐在所</p>	<p>湯沢市秋ノ宮字山岸29番地4</p>	<p>湯沢市のうち 秋ノ宮</p>

別表第3(第13条関係)

警察署	所 管 区
<p>北秋田警察署</p>	<p>北秋田市のうち 旭町、伊勢町、大町、材木町、栄、住吉町、鷹巣、繰子(字太田屋敷後、字掛泥、字掛泥野、字掛泥向、字米堤下、字高野尻、字長者右衛門堤下、字古閑に限る。)、花園町、東横町、松葉町、宮前町、元町、米代町</p>
<p>五城目警察署</p>	<p>南秋田郡五城目町のうち 浦大町、浦横町、大川石崎、大川大川、大川下樋口、大川西野、大川谷地中、上樋口、川崎、久保、小池、高崎、館越、西磯ノ目一丁目・二丁目、野田、馬場目、東磯ノ目一丁目・二丁目、富津内下山内(字奈良崎に限る。)、字石田六ヶ村堰添、字稻荷前、字鱸ノ木、字上町、字下夕町、字神明町、字杉ヶ崎、字菟品沢、字七倉、字羽果</p>

	前
男鹿警察署	<p>男鹿市のうち 男鹿中国有地内、男鹿中滝川、男鹿中中間口、男鹿中浜間口、男鹿中山町、船川港女川、船川港金川、船川港小浜、船川港双六、船川港台島、船川港椿、船川港船川、船川港本山門前、船川港増川、船川港南平沢</p>
秋田臨港警察署	<p>秋田市のうち 土崎港御蔵町、土崎港穀保町、土崎港下浜町、土崎港相梁町、土崎港古川町、土崎港北一丁目～七丁目、土崎港中央一丁目～七丁目、土崎港西一丁目～五丁目、土崎港東一丁目～三丁目、土崎港南一丁目～三丁目 特例区域 9</p>
象潟警察署	<p>由利郡象潟町のうち 小滝、大飯郷、長岡、本郷、横岡、字荒屋下、字荒屋妻、字家の後、字板取、字一本木、字入宇田、字入湖ノ瀬、字後田、字馬道、字漆の久保、字絵松島、字大塩越、字大島、字大塚作、字大平山、字大豆田、字大森、字大谷地、字沖の田、字男島、字長人森、字小山田、字片平、字桂森、字蒲谷地、字上大塚作、字上狐森、字上小坂、字上丹波崎、字上二本松、字上白山堂、字上東山、字上谷地、字上山、字上横山、字烏島、字川尻、字小烏島、字小才の神、字小坂、字堰免、字善階森、字大門先、字高田、字鷹放、字竹の花、字狸森、字田の神、字タラの木島、字太郎島、字丹波崎、字続島、字天神下、字鳥の海、字鳥谷地、字長島、字中橋町、字中谷地、字中横山、字二階谷地、字二の丸、字二本松、字入道島、字猫坂、字能因島、字白山堂下、字花園、字浜ノ田、字浜畑、字浜山、字林の下、字兵庫島、字広面、字深田、字深田下、字不動沢、字武道島、字弁天島、字伯耆平、字潤隠、字曲山、字松の前、字松葉、字丸山、字水越、字妙見下、字向山、字森台、字屋敷田、字矢妻、字横山、字四隅池</p>

湯沢警察署	<p>湯沢市のうち 愛宕町一丁目～五丁目、石塚、内町、大町一丁目・二丁目、岡田町、御囲地町、表町一丁目～四丁目、上関、北荒町、材木町一丁目・二丁目、佐竹町、下関、関口、千石町一丁目～四丁目、田町一丁目・二丁目、西愛宕町、深堀(字石神、字内川端、字雄勝田、字門ノ目、字上川原、字熊ノ堂、字鍛柄、字高野、字境田、字沢田、字清水ノ上、字下川原、字杉田、字高屋敷、字中川原、字野田、字八チカミ、字東淀田、字深堀、字刈尻、字刈ノ上、字本城、字宮伝、字向鍛柄、字蓬田に限る。)、吹張一丁目・二丁目、松岡、南台、柳町一丁目・二丁目、山田、若葉町、字芦ヶ沢、字愛宕山、字板越、字小豆田、字鏡田、字荒町、字石名塚、字淀田、字板越、字内川端、字打越、字内館町、字内館山、字上町、字上町屋敷裏、字大清水、字岡田、字雄勝田、字菰生田、字菰ノ目、字奥ヒレ山、字嘉土岡、字蟹沢山、字上菰生田、字上川原、字上下館、字上宿川原、字上堂ヶ沢、字上二井田、字上布目、字上ノ宿、字上六日町、字上谷地、字川原、字川原田、字雁堀、字北土沢、字京田、字桐ノ木岱山、字切畑、字鍛柄、字小沢山、字権兵工山、字沢田、字三本槍、字三本槍山、字清水ノ上、字下川原、字下宿、字下宿川原、字下館、字下堂ヶ沢、字下二井田、字下六日町、字上入沢山、字新川原田、字新山、字新城、字新町、字杉ノ沢山、字清涼寺山、字田沢、字田ノ沢、字鶴巻、字土生原、字中川原、字中崎、字中田、字中田頭、字中野、字中野々目、字西土沢、字西中川原、字西ノ俣山、字西松沢、字布目、字沼樋、字根小屋町、字野田、字野々目、字八森沢山、字日景平山、字栗杉ノ沢山、字東松沢、字樋ノ口、字蛭川、字深沢山、字福島、字福島尻、字福島開、字袋町沢頭、字袋町山、字藤花、字刈尻、字刈ノ上、字古館山、字坊中、字細越、字保戸岡、字本城、字又々八ギ山、字松ノ木、字万石、字水無、字南土沢、字箕輪山、字宮伝、字向鍛柄、字猪沢山、字無頭、字米内沢、字蓬田、字龍ヶ八ヶ山、字蓮台寺、字脇ノ沢</p>
-------	---

- 附 則
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に大曲警察署に勤務する職員は、別に辞令を発せられないときは、大曲警察署に勤務を命じられたものとする。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者 印 刷 所

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話 082-8766000
 FAX 082-8766001
 E-mail: matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

